

経営安定化貸付

「東日本大震災緊急対策資金」

東日本大震災の影響を受けている
中小企業者の資金繰りを支援します

この資金の特徴

- ◇ 東日本大震災により、直接又は間接的に被害を受けている方向けの資金です。
- ◇ 経営の安定化や事業の再建に必要な資金が対象です。
(申込みに当たっては、あらかじめ市町長の認定等が必要です。)

融資条件

資金の用途	設備資金及び運転資金
貸付限度額	8,000万円
貸付期間	10年以内(据置2年以内)
利率	1.6%(固定金利)
保証料率	0.40%以内
担保及び保証人	信用保証協会の定めるところによる
申込窓口	中小企業者の事業所を地区とする商工会議所又は 商工会(組合は佐賀県中小企業団体中央会)

※融資実行に当たっては、金融機関・信用保証協会の審査がありますので、ご了承ください。
※商工会議所等では、経営・金融面等の相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

(裏面もご覧ください)

貸付対象者

県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人であり、以下のいずれかの要件に該当する中小企業者

※ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項各号に基づく市町長の認定等を受ける必要があります。

- ① 特定被災区域^{※1}内の事業所が地震・津波等により直接被害を受けた方
- ② 原発事故に係る警戒区域等^{※2}内に事業所を有する方
- ③ 特定被災区域^{※1}内に事業所を有し、震災の影響により震災後の3ヶ月^{※3}の売上高等が前年同期比10%以上減少している方
- ④ 特定被災区域^{※1}内の事業者と取引関係があり、震災の影響により震災後の3ヶ月^{※3}の売上高等が前年同期比10%以上減少している方
- ⑤ 震災に起因した風評被害による契約の解除等の影響で震災後3ヶ月^{※3}の売上高等が前年同期比15%以上減少している方

※1 特定被災区域：災害救助法が適用された市町村等（岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村）。

※2 警戒区域等：警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

※3 震災後3ヶ月の売上高等は、震災から3ヶ月間の実績が未集計である場合、1ヶ月の実績+2ヶ月の見込みを含む3ヶ月とすることも可能

＜東日本大震災緊急対策資金の利用に係る要件＞

対象者区分	説明	必要書類	市町認定基準
特定被災区域内の方 (東日本大震災法第128条第1項第1号に該当する方)	① 特定被災区域内の事業所が地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者	罹災証明書	—
	② 原発事故に係る警戒区域等内に事業所を有する中小企業者	警戒区域等内に事業所を有することを証する書面(納税証明書等)	—
	③ 特定被災区域内に事業所を有し、震災の影響により業況が悪化している中小企業者	市町長の認定書	震災後の3ヶ月の売上高等が前年同期比▲10%
特定被災区域外の方 (東日本大震災法第128条第1項第2号に該当する方)	④ 特定被災区域内の事業者と取引関係があり、震災の影響により業況が悪化している中小企業者	市町長の認定書	震災後の3ヶ月の売上高等が前年同期比▲10% +理由書 [※]
	⑤ 震災に起因した風評被害による契約の解除等の影響で急激に業況が悪化している中小企業者	市町長の認定書	震災後の3ヶ月の売上高等が前年同期比▲15% +理由書 [※]

※理由書は、売上高等の減少が東日本大震災に起因することを説明するもの

取扱金融機関

佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀信用金庫、唐津信用金庫、伊万里信用金庫、九州ひぜん信用金庫
佐賀西信用組合、佐賀東信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、福岡銀行
西日本シティ銀行、親和銀行、長崎銀行、筑邦銀行、大川信用金庫、九州幸銀信用組合

お問い合わせ先

お近くの商工会議所・商工会・佐賀県中小企業団体中央会
佐賀県農林水産商工本部商工課 (Tel:0952-25-7093)